# 南アルプス市ＡＩオンデマンド交通システム導入事業

# 業務委託プロポーザル実施要領

令和８年４月

１．業務の概要

（１）業務名

南アルプス市ＡＩオンデマンド交通システム導入事業業務委託

（２）業務の目的

本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網の構築に向け、地域の実情に応じた新たな交通サービスの実現のため、ＡＩオンデマンド交通システムを導入する。

（３）業務内容

別紙「南アルプス市ＡＩオンデマンド交通システム導入事業業務委託仕様書」のとおり。

（４）業務期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

（５）提案上限額

合計　２１，８５７，０００円（税込）

（６）実施形式

本業務の履行にあたっては、専門的知識、技術を要することから、価格のみでなく、本市の地域特性に合わせた企画提案力が必要である。このため、広く公募により提案を求め、総合的な見地から判断し、最適な企画・技術能力等を有する事業者を選定するため、プロポーザル方式により候補者を決定する。

（７）国庫補助金に関する留意事項

本事業は、国庫補助金（令和８年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」「交通空白」解消タイプ）の活用を前提として実施するものである。

そのため、当該補助金の内示額が補助申請額に満たない場合は、本事業を中止、または事業内容を変更する場合がある。

２．プロポーザル参加資格

本業務のプロポーザルに参加するものは、以下の要件を全て満たすこと。

（１）地方自治法（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

（２）本市において、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、すでにその停止期間を経過していること。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。

（４）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。

（６）自主運営事業やＡＩオンデマンド交通本格運行支援実績などに基づく支援ノウハウを有すること。

３．スケジュール

| 実施内容 | 実施期間または期日 |
|---|---|
| 公告・公募開始 | 令和８年５月７日（木） |
| 質問書受付期間 | 令和８年５月 14 日（木）～18 日（月）午後５時〆切 |
| 質問の回答 | 令和８年５月 25 日（月）午後５時〆切 |
| 企画提案書類提出開始 | 令和８年５月 26 日（火）～ |
| 企画提案書類提出期限 | 令和８年６月４日（木）午後５時〆切 |
| 辞退届受付 | 令和８年６月５日（金）午後５時〆切 |
| 参加資格審査結果の通知 | 令和８年６月 12 日（金） |
| 第2次審査（プレゼンテーション） | 令和８年６月 24 日（水） |
| 審査結果通知・公表 | 令和８年６月 30 日（火） |

※審査結果の通知後、受託候補者と協議の上契約を締結する。

４．実施要領及び仕様書等の交付方法

以下の場所で配布とし、郵送による配布は行わない。

（１）南アルプス市ホームページに掲載

【ホームページアドレス】https://www.city.minami-alps.yamanashi.jp

（２）南アルプス市役所　市民部　市民活動支援課（窓口）

５．応募手続き

（１）提出書類

① プロポーザル参加申込書（様式 1）
② 誓約書（様式 2）
③ 会社概要調書（様式 3）
④ 業務実績書(様式 4)
⑤ 業務内容に対する実績確認（様式 5）
⑥ 企画提案書（様式 6-1）
⑦ 業務実施体制調書（様式 6-2）
⑧ 見積書（様式 7）

（２）提出期間

令和８年５月２６日（火）～令和８年６月４日（木）午後５時まで

（３）提出方法

郵送（締切日必着）にて、又は下記の提出場所に直接持参すること。持参の場合は土日祝日を除く午前９時から午後５時までの間に受付を行う。

（４）提出場所

南アルプス市役所　市民部　市民活動支援課　市民生活担当まで

（５）注意事項

①企画提案の選考においては、提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、提案内容を評価しやすいように具体的にわかりやすく記載すること。

②ページ数の制限については、各様式を参照すること。また、複数枚の提出になる際は、ページ番号を記入すること。

③提案上限金額を超える見積書が提出された場合は、審査失格とする。

6．辞退

参加申し込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

① 提出書類及び提出期限

様式9「辞退届」を令和８年６月５日（金）午後５時までに提出すること。

② 提出方法

次のいずれかの方法で提出すること。郵送又は電子メールにて。

7．実施要領及び仕様書（要件一覧含む）に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。

（1）質問のできるもの

「2.プロポーザル参加資格」の要件を満たしている者で、かつ参加表明書類を提出したものあるいは提出する意思のある者とする。

（2）受付期間

令和８年５月１４日（木）～令和８年５月１８日（月）午後５時まで

（3）質問方法

様式8「質問書」を使用し、受付期間内に電子メールにて提出すること。これ以外の方法では受け付けない。

なお、質問の電子メールを送付後、担当者まで電話にて送信した旨連絡をすること。

（4）回答方法

令和８年５月２５日（月）午後5時までに南アルプス市ホームページに掲載し、個別に回答はしない。

8．審査

（1）評価方法

参加申し込みを行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について、「南アルプス市ＡＩオンデマンド交通システム導入事業業務委託プロポーザル方式業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、各事業者から提出された「提出書類」により別表「採点基準表」に基づき評価を行う。

参加資格要件の審査結果通知は応募したすべてのものに通知する。

審査は、第１次審査（書類審査）と第２次審査（プレゼンテーション）で行う。

1. 第１次審査（書類審査）

第１次審査は書類審査とする。

① 提案者のうち参加資格要件を満たす者の会社概要調書、業務実績書、業務内容に対する実績確認及び企画提案資料を審査し、令和８年６月１２日（金）午後５時までに電子メールにて結果を通知する。

② 優れた提案を行った上位３位までを選定し第２次審査を行う。なお、この時に１者のみの場合であっても、第２次審査を行う。
③ 審査内容及び審査経過については公表しない。また、審査に関し、異議申し立ての受け付けも行わない。

2. 第２次審査（プレゼンテーション）
第１次審査の上位３位以内の者に対してプレゼンテーション及びヒアリング(質疑)を実施し、最も優れている提案を行ったものを受託候補者として選定する。

3. 受託候補者の合格基準点
① 第１次審査は合格基準点（２０点以上）を超えた者で、かつ、上位３位以内の提案者を第２次審査の対象とする。
② 第１次審査の評価点に第２次審査の全選定委員の評価点の平均点を加えたものを総得点とし、合格基準点（６０点以上）を満たす場合のみ、受託候補者とする。ただし、１者となった場合の合格基準点は、（６５点以上）とする。

4. 小数点の処理
各選定委員の評価点の算出及び全選定委員の評価点の合計の平均値の算出は、平均点の小数点第２位までとし、小数点第３位以下を四捨五入とする。(他の配点算出においても小数点第２位までとし、小数点第３位以下を四捨五入とする。)

5. 第２次審査実施日
令和８年６月２４日（水） 第１次審査の結果通知で開始時間等を指定する。

6. 実施場所
会　場：南アルプス市役所　新館地階　第１会議室
住　所：南アルプス市小笠原３７６

7. 実施方法
第２次審査(プレゼンテーション)の実施方法については以下の通りとする。
① １者につき出席者は３名以内とし、持ち時間は 50 分（準備撤去５分、説明 30 分以内、質疑１5分程度）を目安とする。
② 当日の順番は、参加申込書の到着順とする。(事前の通知により周知する。)
③ プレゼンテーション及びヒアリングは、提出された企画提案資料に基づき行うものとし、追加資料の提出は認めない。
④ プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。パソコンその他の機器等を必要とする場合は持参すること（ＨＤＭＩ接続可)。
⑤ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。ただし、市は例外とし、また、内容の録画及び録音することができるものとする。

（2）受託候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第1位の受託候補者として選定する。

各審査委員の評価点合計得点が第1位の受託候補者の次に高かった事業者を、第2位の受託候補者として選定し、第1位の受託候補者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の受託候補者を第1位に繰り上げるものとし、評価点が同点の事業者が2者以上あるときは、第1次審査の評価点が高い事業者を上位とする。

（3）審査結果の通知・公表

結果に係わらず、会社概要調書に記入された連絡先へ電子メールで通知するほか、受託候補者決定については市ホームページで公開する。

なお、審査結果に関する理由等については公表しない。

（4）審査に係る留意事項

① 企画提案者の失格に関する事項

企画提案者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する支援を直接または間接に求めた場合、失格とし、別途通知する。

② 企画提案者の無効に関する事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、無効とし、別途通知する。

・提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの
・指定する様式に適合しないもの
・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
・虚偽の内容が記載されているもの
・前記「1(5) 提案上限額」を超えたもの
・前記「2.プロポーザル参加資格」を満たしていないもの

③ 制約事項

・提出書類の作成及び提出により生じる費用は、全て提案者の負担とする。
・提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
・提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
・本市が認めた場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
・複数の企画提案書の提出はできない。
・提出された書類は、すべて返却しない。
・提出書類について、本市より問い合わせを行う場合、誠実に回答すること。

9．契約に関する基本事項

受託候補者に選定された者と本市が協議し、事業実施に係る仕様を確定させたうえで、契約（随意契約）を締結する。契約にあたっては、仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本とする。

１０．問い合わせ及び書類の提出先

南アルプス市役所　市民部　市民活動支援課　市民生活担当

住所　　山梨県南アルプス市小笠原 376

電子メール　machi@city.minami-alps.lg.jp

電話　　055-282-6493(直通)